

代金を払ってもらいたい！
敷金を返還してもらいたい！
隣に静かにしてほしい！

消費者
トラブル
情報

そんなときには「民事調停」があります

「民事調停」とは、話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続きです。

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、お互いが納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった柔軟な対応ができます。

▶民事調停の5つの特徴

- ①手続きが簡単（申立書の作成は簡単で、手続き案内もしています。）
- ②費用が安い（例えば、10万円の代金を請求する場合にかかる費用は、手数料500円と必要な郵便料金です。）
- ③解決が早い（多くの事件が申立てから3か月以内に終了しています。）
- ④裁判官と調停委員が間に入った話し合い（法律的、専門的な問題も一緒に解決をめざし、手続きは非公開です。）
- ⑤判決と同じ効果（調停が成立した内容については、強制執行ができる場合もあります。）

※詳しくは、裁判所のウェブサイトをご覧ください。

裁判所 民事調停

検索

▶相談窓口

- ・小諸市消費生活センター（市民課市民係内） ☎31-5100（消費者相談専用）
- ・長野県東信消費生活センター（上田合同庁舎内） ☎0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎188



障がい者就労施設を 活用しよう!!

施設紹介 No. 5

社会福祉法人長野県知的障害者育成会

小諸みかげ



「小諸みかげ」は、小諸市の運営委託事業としてスタートした《障がい者等共同作業訓練施設》から《知的障がい者小規模授産施設》を経て、現在に至ります。

▶運営事業

- ・相談支援 特定相談支援事業
- ・障がい福祉サービス 生活介護事業、就労継続支援B型事業

▶就労支援の紹介

- ・受託加工作業 紙器材等の加工
- ・受託清掃作業 施設床等の清掃、公共トイレ清掃
- ・自主製品の製作 縫製製品、木工製品、アクセサリー類



▶受託作業の相談、自主製品の依頼等の問い合わせ先

小諸みかげ（御影新田2238-1） 担当：井澤

☎26-1301 F A X：26-1301 Eメール：komoro@bb-squ



隣地との境界を明確にして お互いすっきりとしましょう!

土地の境界／土地の境界には筆ごとの範囲を公的に区分する「筆界」と、所有権の及ぶ範囲を区分する「所有権界」があります。一般にはこの両者は一致するものですが、所有権界は当事者間の合意や時効取得などにより変動することがあり、筆界と相違する場合があります。

最新のGPS（衛星からの）測量技術で正確さを競っています。

お気軽にお電話ください

TEL0267-22-9491

土地家屋調査士

川上 陽次郎

（株）ユアール測量設計代表

緑の丘にふれあいの鐘が鳴る やまびこ園



社会福祉法人

小諸青葉福祉会

小諸市大字柏木1328

☎0267-23-9515

広
告